

## 下水道における排水の取扱いについて

### (1) 排水設備の設置について

イ．下水道法 第 10 条第 1 項（排水設備の設置等）からの抜粋

公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りではない。

ロ．「下水道法第 10 条第 1 項の運用について」（建設省 S38.2.8 通知）からの抜粋

法第 10 条第 1 項ただし書により義務を免除する場合には、法施行令第 6 条により、その区域の公共下水道からの放流水につき定められている水質基準（水素イオン濃度、大腸菌群数、SS、BOD 等）によって措置する。

### (2) 家畜排水について

北見市の下水道は、主に市街地及びその周辺地域の生活排水や工場排水等を処理する都市施設として整備が進められてきたため、畜産業の畜舎等については下水道処理区域外としていますが、畜舎排水の対応については、下記の表のとおりです。

|                       | 畜産排水（家畜排せつ物）の対応   | 主な関係法令  |
|-----------------------|---|---|
| 下水道処理区域内<br>（下水道管整備済） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥化等による個別処理を勘案し、下水道への畜産排水量を定める。</li> <li>・固形物は分離する。</li> <li>・大規模施設は、原則、個別処理とする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道法</li> <li>・家畜排せつ物法<sup>1</sup></li> <li>・廃棄物処理法<sup>2</sup></li> </ul>    |
| 下水道処理区域外<br>（下水道管未整備） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥としての農地還元を基本とする。</li> <li>・家畜排せつ物法の規定に基づき、堆肥舎等を整備する。</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜排せつ物法<sup>1</sup></li> <li>・水質汚濁防止法</li> <li>・廃棄物処理法<sup>2</sup></li> </ul> |

1 家畜排せつ物法 ～ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

2 廃棄物処理法 ～ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律